

平成25年度三重県教育改革推進会議 第2回第2部会 議事録

I 日 時 平成25年10月24日（木）14：00～16：30

II 場 所 プラザ洞津 「明日香の間」

III 出席者

(委員) 泉 みつ子、太田 浩司、小澤 静香、亀井 利克、栗原 輝雄、曾我 基子、
沼口 義昭、山川 紀子 (欠席：西田 寿美) (敬称略)

(事務局) 副教育長 真伏 利典
教職員・施設担当次長 信田 信行
学習支援担当次長 白鳥 綱重
研修担当次長 西口 晶子
教育総務課長 荒木 敏之
教育総務課教育改革推進監 加藤 幸弘
学校施設課長 釜須 義宏
高校教育課長 倉田 裕司
特別支援教育課長 東 直也
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子
研修推進課長 松井 慎治
小中学校教育課課長補佐兼班長 谷口 雅彦
特別支援教育課課長補佐兼班長 森井 博之
研修企画・支援課班長 吉村 元宏
特別支援教育課 大井 雅博、遠藤 純子
教育総務課班長 辻 成尚、同課 久野 嘉也、西 達夫、伊藤 陽子

IV 内 容

開 会

(事務局 加藤教育改革推進監)

定刻になりましたので、ただ今から、第2回第2部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日は西田委員がご欠席、沼口委員が少し遅れられる、また、亀井委員は3時15分前後にご退席されるご予定ということです。

資料を確認させていただきます。机の上に事項書が表紙のステープルどめの冊子が1部、座席表が1部です。あと、一部の委員様に旅費に関する資料を置かせていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、本日も活発なご議論をお願いいたします。

では、栗原部会長様、進行をよろしくお願ひを申し上げます。

(栗原部会長)

それでは、失礼いたします。お忙しいところ、委員の皆様にはこの会議にご出席をいただきましてありがとうございました。いろいろご事情がある中でご出席いただいておりまして、途中でご退席なさる委員さんもいらっしゃいます。限られた時間ですが、ぜひ、活発にご審議をお願いしたいと思っています。

今日、第2回の部会ですが、前回、一回お顔を合わせていただいて、まだ名前と顔が一致しない方もいらっしゃるかもいるかもしれません、一回ありましたので少しへは雰囲気に慣れていただけたかと思っております。

これからいろいろとご審議いただくことになりますが、今日は第2回目ということでおろしくお願ひいたします。

資料については、後で事務局からいろいろ説明があるかと思いますが、事前に皆様に、前回の議事録等はお手元等に届いていたかと思います。

私、いつも思いますが、あれだけの議事録をまとめるのは相当大変かと思います。私も経験がありますが、話し言葉を書き言葉に直すところがどうしても必要になってきますので、本当にご苦労だったと思います。その議事録は、しばらく前にお手元に届けていただきましたので、お目通しいただけたかと思います。

前回はいろいろお話をありました。特別支援教育に関するこの総合推進計画の策定をどういうふうに進めていくか。7つの柱、全般にわたっていろいろご意見いただきました。また、合わせて事務局から現状についての説明があったと思います。その中で複数の委員から特にいろんなご意見が出てきた項目もあったかと思います。例えば、いわゆる発達障がいのある子どもさん、あるいは、発達障がいがあるかなと思われる子どもさん、現実に医学的にはつきりいえるかどうかは難しいところですが、非常に大きく話題になっておりますし、増えているとおっしゃる方もいらっしゃいます。そういう子どもさんたちに対しての支援や指導方法をどういうふうに充実させていくか。もちろんこれまでも随分いろいろと、特に学校現場では取り組んでいただいているわけですが、さらにそれをどういうふうに充実させていくかというようなところで、多くの方々からご指摘やご意見があつたかと思います。

それから、いろいろ関連することで、事務局から出していただいた柱の中にもありますが、教員の専門性の向上ということです。このあたりは、また部会の中でもいろいろご議論をいただく内容にもなるかと思います。

それから、いわゆる特別な支援のニーズがある子どもさんというのか、障がいのある子どもさんというのか、私たちとしては、一生涯を視野に入れて考えていくことが非常に大事だと思います。教育あるいは将来の社会での生活を視野に入れて一貫した形で進めていく。しかも、それが一人ひとりの子どもさんの人生を少しでも豊なものにしていけるように、今後、どう変わったらいいのかというところでのご意見もたくさん出たかと思います。

このあたりも今日いただいた資料の中にも前回のご意見についての集約もありますので、事務局から後で説明いただける部分かと思います。

長々と最初のご挨拶を申し上げましたが、引き続いて、ぜひ皆様方のご審議をよろしくお願いします。

早速、議事に入らせていただきますが、お手元にあります冊子の表紙の部分に「1 議題」と出でております。大きな1のところで審議事項として（1）審議の進め方というのがございますので、そこから入っていくことにしたいと思います。事務局から今日の審議の進め方について、説明などおありかと思いますので、まず、事務局のほうでよろしくお願ひします。

1 審議事項

（1）審議の進め方について

（事務局 東特別支援教育課長）

私から審議の進め方についてご説明させていただきます。お配りさせていただきました事項書をご覧ください。この中で本日、ご審議いただく内容として、審議事項のところに3点書かせていただいております。

まず、最初は2番のところです。「第1回第2部会意見集約について」ということで、先ほども部会長からお話しいただいた前回の委員の皆様方から頂戴しましたご意見についてまとめさせていただきました。事前配付もさせていただいております。これについては、見ていただいていると思っておりますが、その内容について、もう一度、私から報告をさせていただきます。

次は、3番のところです。「県立高等学校に在籍する発達障がいの可能性のある生徒に関する調査の実施について」ということで、過日行いました調査結果の概要についてご報告申し上げたいと思っております。事務局から、この結果から見られる概要について報告をさせていただいた後、委員の皆様方からご意見も頂戴できたらと考えております。

最後に、4番のところです。「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）柱立て（案）に基づく現状と課題の整理について」ということで、本日の審議のメインがここになります。ボリューム的にかなりありますが、事務局で現状と課題について整理をさせていただきましたので、それぞれの整理の内容について、委員の皆様方から感じられるところについてご意見を頂戴できたらと思っております。

以上の内容につきましては、この綴じてあります資料の1ページと2ページが意見集約でございます。3ページと4ページが調査結果の概要です。そして、5ページ以降が、本日の審議のメインの総合推進計画の現状と課題ということでまとめた資料ですので、よろしくお願ひいたします。

（2）第1回第2部会意見集約について

（栗原部会長）

ありがとうございます。これは事前に皆様のところにお届けいただいていると思いますので、お目通しいただいたということで進めさせていただきます。

そういうことで先に進めさせていただきたいと思います。今、事務局から説明がありました。冊子の3ページのところに入していく形になろうかと思います。県立高等学校の発達障がいの可能性のある生徒に関する調査の実施についてというところで、資料を用意いただいているので、

これについて説明いただくことによろしいでしょうか。

(3) 県立高等学校に在籍する発達障がいの可能性のある生徒に関する調査の実施について

(事務局 東特別支援教育課長)

高等学校の調査のことについて、結果の概要を私から簡単に触れさせていただきます。「1 調査目的」のところをご覧ください。

特別支援教育の推進・充実に向けて、高等学校における特別支援教育の充実が課題であるということは、これまで何度も何度か申し上げてきたところです。総論として高等学校にも支援を必要としている子どもたちが増えている、あるいは、個別の指導計画、支援計画の策定率がまだまだである、策定するにあたっても中学校からの引き継ぎが十分にされていないという声はよく聞いておりました。この辺のところをきっちり裏付ける意味もありますし、今回、このような調査をさせていただきました。今後の高等学校における特別支援教育体制整備の基礎資料ということを主な目的として、この調査を実施させていただきました。

この調査ですが、県立高等学校すべてから回答をいただきました。ただ、9月2日の前回部会後の限られた期間での調査でしたので、現在、高等学校に組織されている校内委員会で実際にいろいろ検討している状況での回答をお願いしており、すべての子どもたちにもう一度一から調査をというふうに今回はお願いをしておりません。冒頭でも概要と申し上げたとおり、まず、その点はご理解いただけたらと思っております。

調査を実施するにあたって、どのような項目でもって調査を実施するかということも検討させていただきました。発達障がいの子どもたちの在籍状況についての調査は、義務教育段階では、小中学校に向けて文科省からチェックシートというものが作られていて、これまでずっと調査されてきました。しかし、高等学校向けの調査シートはありませんでしたので、今回はこの義務教育で使われているシートの文言の一部を高等学校向けに修正して実施しました。調査の期間は、9月17日から10月4日の期間でした。

そこで、今回の調査の結果です。県立高等学校57校すべてから調査の結果をいただき、チェックシートをもとに子どもたちを見つめ直し、発達障がいの可能性があると校内委員会で判断された結果です。県立高等学校に在籍している41,680人の子どもたちのうち、602人という報告をいただいております。この602人の中には、一部、ドクターからの診断を得ている子どももおりますし、今回の調査において、校内委員会の中で可能性が考えられるということでいただいた数との合計です。

この調査を実施するにあたって、数の把握だけでなく、今後のいろんな施策を考えていく上で、課題となっている中学校からの引継ぎがどんな状況にあるかというのも合わせて聞きました。この602人の内、個別の指導計画、支援計画等の引継ぎのあった生徒は43人で、学校の延べ数では12校です。それから、パーソナルカルテ、これは昨年度、県で作らせていただきました。あるいは、パーソナルカルテを独自に作って運用していただいている市町もあります。そういうパーソナルカルテ、情報の引継ぎツールが活用されている生徒の数は34人と分かりました。

これらの数字をもとに、現段階で事務局としてこの数字から読み取ることとしてまとめましたのが3ページの一番下になります。

1点目は、今回の報告の数ですが、全国の平均値と比較すると若干下回っています。平成22年に文科省から高等学校ワーキング・グループ報告というのが出されておりますが、このときは2.2%という数字が高等学校の平均値として出ています。それと比べると若干下回っている傾向にあります。ただ、今回の調査そのものが入口の段階で、今現在、校内委員会で議論されている生徒を対象にということでしたので、そう考えると大きく隔たりはないかと考えます。

2点目です。個別の教育支援計画あるいはパーソナルカルテの引継ぎの実態、これはまだまだ不十分ということで、今後の大きな課題だろうと考えます。

3点目は、実際にチェックシートを学校に配付させていただいて、それをもとに子どもたちを見つめ直していただきました。この表に沿ってチェックし、ある一定の基準に達したら該当するということですが、学校からの回答の中に、1点、2点足らないけど、大変気になるというものもいただいております。この報告の数には上がらないが、子どもたちの困り感がそこで見えてきたいというお声もいただきました。

この実態調査を通して今後の子どもたちの実態把握という面では、高等学校でも一歩進展が期待できるかと事務局としても考えているところです。

4ページの「今後の取組」、これは今、特別支援教育課として考えているところですが、見えてきた結果をもとにしまして、今後は一番大きな課題である中学校からの情報の引継ぎ、関係する各機関等との連携などを踏まえながら個別の指導計画等の作成をさらに進めていく必要があると考えております。

合わせて、今年度、発達障がいのハンドブックを事務局で作っております。年内にはこれを発行し、コーディネーターの先生方を中心に、まず研修会を年内にもしたいと思っております。ほぼ完成に近づいているところですが、そういうものの活用も含めながら支援の充実を図っていきたいと考えております。

以上、調査の結果の概要ということで報告をさせていただきました。

(栗原部会長)

ありがとうございました。高等学校での調査についてですが、委員の皆様方、何かご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

(亀井委員)

3ページの数ですが、602人中43名、カルテがある人が34名、43名中34名がカルテによって引継ぎをしたというのではなく、43名は口頭による引継ぎ、34名がカルテによる引継ぎということですね。これは今年の調査ですが、以前はそういう引継ぎがなされている学校に対してどんな対応をしてきたのですか。今、大学でも特に発達障がいなど、その対策をする担当の教授などがいてやっていますが、高等学校の場合、こういう引継ぎによって分かりますね。それを今までどんな対応をしていたのですか。

(事務局 東特別支援教育課長)

2点ご質問をいただいたと思います。まず、引継ぎのあった生徒の43人、34人の読み方ですが、602人中、43人の生徒について中学校からの個別の指導計画の引継ぎがあったと読んでいただきたいと思います。602人中、34人は、保護者からパーソナルカルテ等の提供があったと読ん

でいただきたいと思います。ですので、一部重なっている生徒もおりますが、重なりのない生徒も当然いるということでご理解いただけたらと思います。

次に、2点目のご質問です。これまでの高等学校で個別の指導計画等の策定はしていただいておりました。県としてのかかわりですが、活用も含めて十分にかかわりができていたかというと、非常に不十分なところがあったかと思っています。作成率の調査はさせていただき、数字の把握はしておりました。実際に作成するにあたり、なかなか難しいので、どのようなポイントに気をつけながら作成したらいいかという学校からの問い合わせに関しては、特別支援学校のセンター的機能を利用したり、あるいは、当課の指導主事が直接学校に赴いたり、あるいは、県のほうで発達障がい支援員を高等学校に配置をしておりますので、支援員を活用しながら作成あるいは活用について学校にお伝えしていた状況です。

(栗原部会長)

念のためですが、議事録の作成の関係で録音していただいている。前回、それはお断りしましたが、冒頭で申し上げるのをうつかりしていましたが、議事録を正確に作成していただく関係で、録音していただいていることをご了解いただけますか。ありがとうございます。

前後して申し訳なかったのですが、他にご意見いかがでしょうか。ご質問でも結構です。

(山川委員)

三重県教育委員会の調査というと県立の学校になると思いますが、県内の私立の学校もたくさんあると思いますが、そういうところは教育委員会としては調査の予定はないのでしょうか。この県立学校に在籍されている人数と私立の学校に何人ぐらい行かれているかということも教えていただけだと、県全体としての把握ができるいくのではないかと思いますが。

(事務局 東特別支援教育課長)

今回は県立学校に特定して調査をかけました。私立の高等学校に対して県教委からというのは、なかなか難しい面もあるかと思いますが、実際にこの会議の中でこのような議論をしていることを、当然私立を所管している部局もご存知ですので、その辺の取組については、私学課さんとも共有を図りながら、どういう方向が考えられるか、検討していきたいと思っております。私どもから直接、私立高等学校に対しての調査は現状では考えておりません。

(亀井委員)

せっかくアンケート調査をして実態を把握できているので、次年度からはこれまで以上の対応ができるようにご努力がいただけたらと思います。

もう1つ、私学のことを山川委員がおっしゃいましたが、環境生活部へも連携してもらって、私学として何らかの取組がなされていったらいいと思います。強制はできませんが、そこときちんと話をされたらいいと思います。

(事務局 東特別支援教育課長)

ご意見伺わせていただいて、今後、関係課とも連携も図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

(栗原部会長)

小澤委員さん、指名して申し訳ないですが、高等学校の関係で何かご意見ありましたら。

(小澤委員)

今後の取組について、私から思ったところを伝えさせていただきます。取組の2つ目ぐらいに上がっている「ハンドブック活用も含めて」というところですが、前回のこちらの部会で太田委員がおっしゃったように、我々教員の知識とスキルが足りないということで、こちらの前回の意見の集約の中にも上がっているように、スキルのところをもう少し向上していくべきかと私も含めて自覚をしています。その際にスキルの向上のための取組をもう少し具体的に我々ができるようにしていただきたいと思っています。ハンドブックはあっても、それは知識であってスキルではないので、そちらの取組を考えていただきたい。

(事務局 東特別支援教育課長)

このハンドブックの構成ですが、現場の先生のニーズにどれだけお応えできるものになっているか、若干、不安めいたところもありますが、小澤委員がおっしゃったように、知識だけではなく実際の事例、成功事例をもとにしたいくつかの取組例を掲載する形でカテゴリー別に10事例ほど設けております。それとともに、ハウツーものの事項などを盛り込ませていただいて、ただ単に知識を詰め込んでいただく形の編集にはなってないかと、今のところ、我々は考えております。早急に見ていただきご意見も頂戴しながら良い方向に活用ができたらと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(栗原部会長)

他の委員さんよろしいですか。

それでは、まだこの件に関しては、柱立てにかかわっていろいろご議論いただくことも出てくると思いますので、とりあえず、ここで一区切り付けさせていただくということで先に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—（「異議なし」の声あり。）—

ありがとうございました。それでは、先に進めさせていただきます。次のところがいろいろ出てくる内容になってきますし、これがメインの部分になろうかと思います。柱立ての案のことについてですが、課題の整理につきまして、順次、説明いただきながらご審議いただくということで進めていきたいと思います。事務局からよろしくお願ひします。

（4）三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）柱立て（案）に基づく現状と課題の整理について

(事務局 東特別支援教育課長)

本日の審議の一番の目玉になりますが、この総合推進計画の柱立て（案）に基づく現状と課題の整理についてということで、これからいくつか項目を区切ってご提案を申し上げ、委員の皆様方のご意見を頂戴したいと考えております。

前回の部会の折にご承認いただきました7本の大きな柱に沿って、事務局で考えられる現状と

課題についてまとめたのが、この 5 ページ以降の内容です。

最初に、この大きな「1 県特別支援教育総合計画（仮称）の策定について」というところと、「2 インクルーシブ教育システムの推進について」、この 2 本の柱について、若干お時間を頂戴しご説明を申し上げます。

まず、資料の 5 ページをご覧ください。1 番の「計画の策定について」のところです。その（1）として、「（1）策定の経緯」と書いております。この策定の経緯は、前回の部会でご審議いたくときに、経過内容を報告させていただいておりますので、このシートに落とし込むには量が張っております。

そこで、お配りさせていただいた資料をめくっていただきますが、18 ページをお開きください。18 ページの「別紙 1」に「策定の経緯」ということで大きく 2 本の柱に沿って個条書きの形でまとめたものがありますので、これを見ていただけたらと思います。

この内容については、前回もご報告を申し上げ、大筋、このような内容でご意見はなかったかと思っております。事前配付の内容とここは文言も変わっておりませんので、県におけるこれまでの教育に係る計画についてと、法制度の変化についてまとめさせていただいたものです。

5 ページに戻っていただきます。「（2）特別支援教育全般の現状と課題」について、若干説明させていただきます。まず一つは、冒頭、部会長にも触れていただいておりますが、まず、在籍する児童生徒数の増加、障がいの重度・重複、多様化ということが現状としてあります。

それから、後ろの添付資料 24 ページの資料 4 にも具体的なデータは載せておりますが、特別支援教育の体制整備としては、小中学校も高等学校もすべての学校において校内委員会は作っています。コーディネーターも指名されている現状にあります。個別の指導計画、支援計画については、小中学校では数値は高い状況にあります。一方で、幼稚園、高等学校はまだそこまでいっていない状況です。

あと、もう一つ、県としても引継ぎのツールであるパーソナルカルテを作成した現状をまとめました。

課題については、県としてすべて網羅したとはなかなかいい切れないところがあります。これからのご議論の中で委員の皆様方から特に課題について、抜けている視点などがあれば教えていただきたいと思っております。全般の課題としては、一つは教育の環境整備と教員の専門性向上があると思っております。また、個別の教育支援計画、策定するだけではなく、これの活用方法に大きな課題があるかと。それから、情報の引継ぎツールを活用した一貫した教育支援体制の構築という課題があると、今のところまとめています。

次、3 番について、19 ページ「別紙 2」のところをご覧ください。この計画の期間です。今、事務局ではこの計画の期間については、平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間と考えております。これまで基本計画を策定して、それがずっと生きている状況です。

一方、ハード面に関しては、現段階は第二次実施計画の改定版が平成 26 年までの計画となっておりますので、これまでの基本計画とハード面の実施計画の改定版を合わせる形で、平成 27 年度から 5 年間の計画ということで考えております。以上が 1 番の柱です。

2 番の柱、「インクルーシブ教育システムの推進について」です。ここは三重県としてインクルーシブ教育をどのように考えていくかという総論のところですので、最初に「別紙 3」とある 20 ページをお開きください。ここに「特別支援教育推進によるインクルーシブ教育システムの構築について（案）」という形でまとめております。今、事務局として考えている内容ということで、

ご理解をいただき、また、ご意見を頂戴できたらと思っております。

1つ目の「・」は、委員の皆様方の机上にも配付しております教育ビジョンの中にも書いております「特別支援教育の推進」という観点でのねらいとしているところをそのまま載せたものです。障がいのある子もない子も共に学ぶことを基本としつつ、教育的ニーズに最も的確に応える場の提供というのが大切ではないかと考えております。そのようなところから「連続性のある多様な学びの場」を構築していく必要があると考えております。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、それぞれのニーズに合った多様な学びの場ということで考えます。

学校教育法施行令の一部改正によって就学のあり方も若干変わってまいりました。そのような状況の中で就学先の決定においては、本人、あるいは保護者に十分な情報の提供に努めるとともに、合意形成を図る体制の構築を考えます。

それから、「発達障がいの児童生徒に対する支援体制」を2番目にまとめております。これについては、1点目、幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育等をどのようにしていくのか。これについては通常学級で学ぶことを基本としつつ、多様な学びの場を整備する必要があると考えます。

2点目、特別支援学校における教育支援はどう考えるか。これについては、特別支援学校のセンター的機能をいかに発揮しているか、その辺のところが問われているかと考えます。

3点目、こども心身発達医療センターが、今後整備されていきますが、これと併設する形で整備されていく特別支援学校の機能も求められてきます。センター的機能がさらに発揮できる機能面の強化を考えていく必要があると考えます。これが総論と取組のところでご理解いただけたらと思っております。

そこで、また5ページに戻っていただき、このインクルーシブ教育システム推進についてのさまざまな観点から、課題のところに触れたいと思います。前回も委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。まず、「早期からの一貫した支援」についての課題は、パーソナルカルテ等の引継ぎツールをいかに有効に活用して引き継いでいくかということと、保護者等のさまざまな相談を、「ワンストップ型」の相談の機能を持った仕組みづくりの場で提供できる環境づくりが大きな課題になってくるかと考えております。

6ページの就学に係る支援です。就学に係る支援の課題は、先ほども申しました本人、保護者に対する情報提供、あるいは、就学先決定における意思の尊重といった課題があります。合わせて、連続性のある多様な学びの場の制度。それから、この制度改革の中では柔軟な就学先の見直しが謳われてますが、それが実際にどれぐらい可能なのか検討していく必要があると考えております。

就学前の幼稚園、保育所にかかっても、前回いろいろご意見をいただいたところですが、ここについての課題は、まずは園内等での体制の整備というところと、そういった教育支援計画等の作成、並びにその引継ぎが大きな課題かと思います。この辺の観点で不足しているところがありましたら教えていただけたらと思います。

7ページに移りまして、「発達障がいへの対応について」というところです。これは小中学校、あるいは高等学校のところでも出てきますが、ここは全般的なとらえとして書かせていただいています。一つは、学習指導・支援の具体的な方策の充実、引継ぎの体制、指導内容の工夫、そういった課題があるかと。それと合わせて、教育だけで支え切れるものではないので、福祉部局を中心とした関係機関との連携も大きな課題かと考えております。

早口で申し上げました。できるだけこの課題等について、委員の皆様方のご意見も頂戴したいと思っておりますので、事務局からの提案は以上にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(栗原部会長)

ありがとうございました。随分細かいところまで資料にまとめていただいていますので、ご検討をいただくときにも話題にしていただくことが多いかと思います。

部会長として質問させていただきたいのですが、私が聞き漏らしたかもしれないですが、現状と課題の整理のところの資料の特に課題の部分で、アンダーラインが引いてあるところが結構ありますが、これはどういうことでしょうか。

(事務局 東特別支援教育課長)

数行にわたって課題も書かせていただきましたので、その中でポイントとなる動き等について明示をさせていただいて、このあたりがキーワードかということで示させていただきました。

(栗原部会長)

では、委員の皆様が、事務局では特に課題のところについて、ぜひご意見をたくさんいただきたいということですので、そのことを踏まえていただきながらお願ひしたいと思います。1番、2番は連動する形の内容にもなると思いますので、1番からでなくともよろしいかと思いますが、とりあえず、1番に関連したところでということで、そこから入っていただこうかと思ってます。両方含めた形でのご意見、ご質問等でも結構かと思います。

(亀井委員)

5ページの2番の「インクルーシブ教育システムの推進について」の、「早期から一貫した支援」、それから、6ページの就学前の取組は非常に関連があります。この中で就学前に3回の健診をするのは非常に有効です。教育委員会はその仕事ではないといわれるかもしれません、健康福祉の部局との連携の中で非常に重要ですから、一定何か考えてみてはどうですか。

名張市ではやっています。1歳半、3歳、そして、就学前の5歳、この3回をやることは非常に有効です。ですから、早期からきっちり一貫した支援をしていこうという活動の中で、5歳児の就学前の健診について、三重県もお取組いただいたらどうかと思います。そこできっちりしたチェックが行われると、個別乳幼児特別支援事業などに乗せていくけるかと。同意登録もいただきやすいかと。早期発見、早期支援によって、この子はこうなっていきますときちんと説明していれば、そういう登録もしてくれやすいので、パーソナルカルテにつながっていきます。そういうことをぜひ、やっていかれたらどうかと思っております。

課題となるのは、医療職が健診のときにきっちり対応いただけるかどうかですが、方針として1歳半で分からないことが3歳で分かり、3歳で分からないことが5歳の就学前の健診で分かることがあります。

(栗原部会長)

今のお話では、山川委員さんに意見をお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

(山川委員)

今の貴重なご意見に少し補足させていただきます。私もぜひ、このお話をしたいと思って今日は来ましたが、先ほど亀井委員のおっしゃった5歳の健診の重要性が今、有用なことは分かっているので日本中に広がりつつあります。1歳半の健診や3歳の健診で発達障がいが見つかってくるような子どもさんは、かなりの割合で学校では特別支援が必要な子どもさんです。場合によっては、特別支援学級ではなく特別支援学校での教育が必要な子どもさんが早くに見つかってくるわけです。3歳の健診で知的な問題がないと、普通に小学校に入っていくことになります。ここで議論になっている発達障がいの中の特に知的な問題が少ない軽度発達障がいといわれる子どもさんたちが、どうしても3歳の健診では問題がなく、小学校に入った後で行動の問題で非常に困るということが分かっております。5歳での知的な問題は少ないけれども集団の中でいろんな行動の問題が出てくる。鳥取県で最初に始まりました5歳の健診では、そういう子どもさんを見つけようという試みで、非常に有用であるということから今広がってきてています。

その鳥取の小枝先生という小児神経の先生がいらっしゃいますが、その先生を中心となって文科省のほうでまとめられた報告でも、早くに見つけて対応するのとしないのとでは、将来的にかかるコストの面でも非常に違うとのことです。5歳健診をすることで行政が行っていく支援のコストパフォーマンスとしても、5歳健診があるほうが有用であるということも明確に出ているので、決して損はないわけです。

子どもたちにとっても、知的な問題はないが集団の中でいろんなところでうまくいかない、うまくいかないまま小学校へ入ってしまうと、そのうまくいかないところが目立ってきて学級での居心地が悪くなり、二次的な問題がどんどん大きくなってしまう。大きくなればなるほど問題がこじれるという形になるので、なるべく就学するときに、この子にはどういうふうなかかわりが必要かということが分かったうえで就学してもらうことがとても大切と考えます。

津市では5歳健診が少しづつ始まっていますが、名張市でも始まったと聞いております。先ほどいわれましたようにコストの問題があるので、まずは園医健診という形で5歳の健診を始めようということで、津市の保育所と公立の幼稚園、私立の幼稚園も少しづつ参加が始まっていますと聞いております。それがなかなか全県に広がっていくのは難しいところがありますので、ぜひ、教育委員会でそういうものがあったほうが、就学に向けて非常にスムーズに進むということをお考えいただいて、せっかくの推進計画ですので、全県内に広げていくように入れていただけたらと思っております。

(栗原部会長)

もう繰り返しませんが、事務局、県によろしくお願ひしますという山川委員さんのご意見ですので、そのことも含めてお願ひしたいと思います。

幼児の話になってきましたので、関連の方もいらっしゃるので、曾我委員さん、何か。

(曾我委員)

先ほどからお話に出ております5歳児健診ですが、私も津市での取組をありがたく思っています。こんなことを申し上げていいかどうかわかりませんが、やっていただく医師によって、形は5歳児健診ですが、中身のほうが随分違うところもあります。そのところの統一や、この子どもかなと思った後をどうしていったらいいのか、その後のつながりも先を見据えてご指導いただ

けたらと思います。

そして、平成24年度の個別の指導計画や教育支援計画の作成率、高等学校に続き幼稚園も大変低い数字が出ておりました。今、園長会の仕事をさせていただいており、これが市町によってもとても大きな差が見られるように感じます。ぜひ、県の教育委員会のお力もお借りして、各市町への指導もお願いしたいと思います。

それから、1点質問をさせていただきます。早期からの教育相談についてですが、3歳半健診でうちの幼稚園の子どもで自閉症の疑いがあるといわれたお母さん方が、昨日はたまたま2名相談に来られました。今日は未就園児の会を開いていたのですが、1歳半健診で少し発達障がいの疑いがあるといわれたお母さんからも、本当に涙、涙で、昨日、今日とご相談を受けると、1時間で足りないぐらいお話を聞いております。5ページに「ワンストップ型の相談機関の設置」という言葉が示されてますが、こここのところを少し詳しくお話を伺いできればと思います。

(事務局 東特別支援教育課長)

ワンストップ型ということで5ページに書かせていただきました。前回のご意見でもありましたように、早期からの支援が大事というご意見がありました。あるいは、教育と福祉と医療が連携していくことも大切というご意見もいただいております。今、県内の各市町においては、そういったそれぞれの機関を統合した形で、いろんな機能を持たせた組織を作つておられるところがたくさんあります。本日おみえの亀井委員の名張市においても、そのような施設を今年度、整備していただきました。

ただ、すべての市町において、そういったハード面の整備ができるとは限らないかと思っています。ハード面の整備まで全部いけたら、それはそれですばらしいには違いはないですが、教育としてそこまでなかなか書ききれないところがあります。教育としては、まず、それぞれの部局の連携をとにかく大事にしたい。例えば、パーソナルカルテを作成し活用することをお願いしていますが、それについても各市町において教育委員会に行っても、あるいは福祉部局に行っても同じ対応がしてもらえるという形で、相談に行かれた保護者の方々がたらい回しにされないような相談の機能、仕組みづくりをまず各市町に対して呼びかけていきたいということです。パーソナルカルテはその介在という形で活用の周知を図っているところです。この計画の中ではそれをワンストップ型の相談機関の設置と書かせていただいたということでご理解をいただければと思っております。

(栗原部会長)

他の委員さんもよろしいでしょうか。私も実はこの言葉は耳慣れなかったのですが、ワンストップなのですね。あちらこちらへ回されるということじゃなくて、そこですべて必要なことが相談できるし、いろんなサポートも受けられるし、とにかくそこですべてニーズを受け止めてもらえるというような意味合いということで、「ワンストップ」と考えてよろしいですか。

(事務局 東特別支援教育課長)

イメージとしてはそういった機能の設置も含めてそう考えております。まだまだひょっとしたら部局が離れている場合もありますので、行ってもらわなければならない場合もあるかと思いますが、理想としてはそういう形です。そうでなければ対応だけでも同じような対応をどこでもし

てもらえるということも含めて考えております。

今、部会長がおっしゃったように、そこで止まってそこですべてというふうにしかこれが読み取れなければ、この語句についてももう少し検討もしていかなければと思っております。

(亀井委員)

「ワンストップ」はまさにそういうことですが、なぜできにくいかといいますと、医療職がなかなか見つからないからです。小児科の中では発達障がいを診られるドクターが少ないので、その医療職に来ていただくのが大変なのです。私のところも2年前に非常勤で来ていただいて、ようやく今年の10月から常勤のドクターに来ていただきました。それが分かっていたので今年の4月から子どもセンターを立ち上げたわけです。ですので、医療職と福祉職と教育職が連携をして切れ間のない対応をしていくことです。

先ほど曾我委員がいわれましたが、あれはいみじくもそういうことだと思います。今、障がい者福祉の中でとても重要視しているのは相談事業です。相談事業は教育関係も非常に重要なと思っています。昨年度の相談事業では、教育関係だけで324件ありました。ところが、今年は、ワンストップを立ち上げてやったら、4月から9月だけで340件あるわけです。病院が増えたら患者さんが増えるみたいなのですが、ただ、それだけ悩まれている保護者の方がいらっしゃるということでもありますので、子どもへの対応や支援の方法、あるいは発達遅れ、障がいではないか心配ですか、そういう相談がそれだけ寄せられるということです。その相談事業に対してのきっちりした対応をしていくことは非常に重要なことだと思っております。

今、障がい者福祉の分野でもこれをものすごく大切にしています。私のところで今年度から市役所へそれぞれの施設でいてくれた人を入れて、そこでワンストップでいろいろ対応できるようにもしました。

保護者の方がそれによって鬱になったり、いろんなことが起こったり、放棄する。子どもさんが余計にテレビ、あるいはゲーム機で育てられる。一方的なコミュニケーションですから、それによって子どもさんが重症化するとかいろいろあるので、この相談事業をいかにきっちりやっていくかということが、非常に障がい児教育を推進していくうえで重要だと思います。きっちり対応できるベテランの教員であったり、あるいはドクターであったり、福祉職はたくさんいますが、それが重要ですので、この相談事業をきっちりしていくような体制を整えていかれることが、教育のよりスムーズな推進につながると思います。

(栗原部会長)

ありがとうございました。亀井委員さんから実際にご自分のところのことのご紹介いただきながら、その対策からワンストップ型の相談機関の大切さをおっしゃっていました。亀井委員さん、ご都合の時間が後10分ほどですが、何かおありでしたらもうお一言ぐらいおっしゃっていただいてはどうでしょうか。

(亀井委員)

構いませんか、申し訳ないです。

インクルーシブ教育を推進していくということは、医療的ケアを必要な方が入学する可能性が大きくなるということです。ですので、看護師を雇用しています。できることならこれは人事の

関係ですから、今は独自でやっていますが、県でそういう支援の制度というものを考えていただいてもいいのではないかと思っています。

拠点校方式による通級指導教室がありますが、「それはかなわん」という保護者の方もいらっしゃいます。これについては、すべての学校にそういう指導教室を整備していく方針は持つておいたほうがいいと思います。それに向けた教員の資質の向上、指導に対応できる教員に向けた教員の資質の向上を強く求めたいと思います。

(事務局 東特別支援教育課長)

ありがとうございます。課題のところを中心にご議論いただいているが、中身によっては今後の方向性も含めて触れていただいているかと思っております。今日お配りさせていただいた資料は「現状と課題」です。そして、これから議論を深めていく中で、この表の右側に「今後の方向性」ということを加えていく必要があるかと思っております。とりわけ、先ほど亀井委員が何点か触れていただいたところは、課題を踏まえて、その先、こういうことも見据えてという一つのご意見かと考えております。また、次回以降の会議における議論の中で、その辺のところをまとめながらご提案申し上げたいと思っておりますが、今日のところはご意見として伺わせていただくことにとどめたいと思います。

(栗原部会長)

ありがとうございました。亀井委員、そういうことで検討して十分承りましたということでおろしいでしょうか。

(亀井委員)

次の段階のことが予定されているのであれば、そのときに申し上げたいと思います。

(栗原部会長)

先ほどの柱の1番、2番のところでしたが、他の委員さん、まだご意見を伺ってなかつたのでお願いします。

(太田委員)

資料の5の「インクルーシブ教育システムの推進」の右側に「保護者に特別支援教育に係る理解・啓発を図る必要があります」ということですが、ここに関しては、現在やっている具体的な事例は既にあるのか、少しご説明いただければと思います。

(事務局 東特別支援教育課長)

このような形で保護者に特別支援教育に係る理解・啓発を図る必要がありますと書きました。これについては、特に校種間を越えての一貫した支援を構築していくか、情報がいかに上手につながっていくかが大事だと思っています。個別の教育支援計画でもそうですが、有効であることは分かっていても、保護者の参画や了解がないと作成することもできない状況にありますので、そのようなところからこれを書かせていただきました。

具体的にどのぐらいの取組かというお尋ねですが、正直なところ、一番弱いところです。これ

については、教育だけではなく、先ほどからご意見が出ている福祉・保健・医療といったさまざまな力を借りながら、障がいの認知や受容も含めて情報がつながっていくことが、後に子どもにとってこれが一番有効だという形を早くご理解いただけるように注力する必要があるということで、現段階では課題として挙げさせていただきました。

(太田委員)

先ほど曾我委員さんのところでもご相談が昨日あったということですが、私はたまたま自分の子どもたちは本当に恵まれて何もなかったのですが、私の甥2人が発達障がいです。親はそのことが分かったときには、本当に大変な思いを持って、誰に相談したらいいかというところからスタートしていくんですね。ですので、先ほど亀井委員さんもいわれたように、「大丈夫だよ」と誰かにいっていただけだと、それだけでも随分な救いになるのではないかと思います。そこら辺を誰かがやっていかなければいけないということでしょうから、その辺をぜひとも県のほうで具体的なことを考えていただけたといいと思いました。ぜひともこここの取組の具体的な方向性をお示しいただけるとありがたいと思いました。

(栗原部会長)

とりあえず、皆さんにそれぞれまだご発言いただきたいので、ご発言いただいてない方に指名させていただきます。

(泉委員)

今、就学前の5歳児健診とかの話を聞いてびっくりしました。うちの地域は、田舎で子どもが減ってきていて、うちの子どもたちの健診のときでも、誕生日のくくりでいくので、1歳半の健診が1年ぐらい遅れて行われ、きっちりした判断ができないのではないかと前から思っていました。1歳半の健診でも12月で区切られたりすると、半年ぐらい違つてきたりするので、今、5歳児健診というのを初めて聞いて、そういう取組もあるのかと思って、ここへ来て勉強したなという感じです。

(沼口委員)

今、審議しているのは1番と2番ですが、3番とも関係しますので遠慮していましたが、2番の(4)のこと、いいがかりみたいな状況になりますが、一番左の欄の「発達障がいへの対応について」と書いてありますが、これはもしかして「発達障がい」は病名ですか、発達障がいの児童生徒の話ですか、人間なのか病名かよく分からぬのですが。いきなり発達障がいと呼び捨てていいのかいう話が自分の頭の中でよく分からぬです。一番右の欄の3段目では、間違いなく「発達障がいについての」とあり、病名だろうと思います。しかし、2段目に「発達障がい等のある生徒等」とあり、高等学校では発達障がい以外に何か支援体制、ここでは「発達障がいへの対応」と書いてありますが、文脈がよく分からぬです。

ここで私が一番何がいいたいかというと、小中学校の通常学級に発達障がいの児童生徒さんがいらっしゃるということなので、一番大事なのは、その児童生徒さんに発達障がいの皆さんとのことをどのように説明されているのか。お互いの人権教育にもなりますし、そういった教育をするにあたって、それは3番にもかかわりがあるので遠慮していましたが、合理的配慮をしているの

だとかいろんなことをされていますね。そういったことを学級の中で先生がどのように、「この方は発達障がいです」とはっきり示して、しかも、「差別はしてはいけません」あるいは「逆差別はしてないです」「いろんな配慮はしていますが、それは合理的ですと」いうような話もきちんとしているのかいないのか。

全然関係ないかもしれません、人権の話でいうと、この間、どこかで同和問題の話がございまして、同和地区の皆さんおっしゃるには、同和地区の出身だということをきちんと認識していただいたうえで、付き合っていただきたいといっていました。それは学校教育とは関係ございませんが、今回の障がいのある皆さんについては、そういったことはどんなふうに教育をされているのか心配になっているのでお尋ねしたいと思います。

(栗原部会長)

ありがとうございます。少しだけ今の沼口委員さんのことを探りの理解でいわせていただきます。要するにおっしゃっているのは、今、具体的に発達障がいという言葉で7ページの冒頭に出てきているけれども、発達障がいというのは、発達障がいのある幼児、児童生徒という意味でいっているのか、発達障がいという一つの特性というか、いわゆる障がいを指していっているのか、そこら辺をまずははっきりしてほしいということが一つ。

それと、今の発達障がいのある子どもたちが、学校生活をうまくやっていくためには、周囲の子どもたちの理解が非常に大事になってくるだろう。そうすると、場合によっては周りの子どもたちに対して説明が必要な場合もあるだろう。その辺のところが結局は合理的配慮ということが出てくるときに、「あの子はああいうところがあるけど、それはあの子の一つのニーズとして、それはそうだよな」ということで、周りの子どもたちが理解しやすくなるのではないか。これら一連の文脈の中のことについて説明いただきたいということでしょうか。そのように私は理解しましたが、よろしいでしょうか。

(事務局 東特別支援教育課長)

ありがとうございます。7ページの上段のところです。ご指摘を受けて、確かに書きぶりが誤解を受けるというか、統一されてないところがあったと反省もし、また、次回はここも修正を入れたいと思っています。発達障がいの可能性があるというふうに私たちは今いっていますが、必ずしも病名の診断を受けているとは限りませんので、そういった子どもたちへの対応と理解をいただきたいと思っております。したがいまして、右側の2段目に高等学校のことを書いていますが、これは発達障がいという可能性がある子どもだけではなく、他にもいろんな障がいのある子どもたちもありますので、そういうことも全部まとめて「等」という言葉がここに入っています。

その下の発達障がいについては、疾病等の特性も踏まえてとご理解いただければと思います。

それから、そういった子どもたちの一つの特徴、得意な分野もあれば苦手な分野もあるということで、学校の中では周りの子どもたちにも指導をして理解を求めているとご理解いただければと思います。発達障がいとはこういうものだという形でいうよりは、例えば、音に対して過敏だとかいう形とか、特性を踏まえて他の子どもたちに理解を求める指導が展開されていると私は理解しています。

(小澤委員)

実際に教育の現場にいる者として、発達障がいのある生徒に対しては教育がしやすいのです。どうしてかといえば、彼あるいは彼女に対する支援が必要であることが判明しているので、その子との間の信頼関係や理解はできますし、その子について保護者との理解も得られやすいからです。周りの生徒に対しても、この子はこういう特性を持っているから、このように配慮しようと理解を得やすいのです。問題なのは、そういう特性を持っているにもかかわらず、そういう診断がされていない生徒が一番難しいところです。それは今、診断されていない結果であって、これからされるかもしれないですが、我々教員側が保護者と話をする際、そうかもしれない教員が思っても、やはり伝えにくいところがあります。

そのところについて、我々側が教員として思うことは、専門的な方たちの力を借りて診断をして、それを通達していただくと一番説得力があるし、保護者にも理解してもらいやすいかと思います。少なくとも我々は気づく場面での役割はあると思いますが、今はすごくいい診断ツールもありますので、そういうものを活用しつつ、こういうデータが出たのでそうかもしれないと伝えていただける専門の方が、教育の場の身近にいればとても助かると思います。

それを考えると、山川委員のおっしゃっていた早期発見の5歳児の健診で見つけていただくのはすごくありがたいことだと思います。そこで保護者の方に伝えていただいて、今後、どのような対応をしていったらいいのか、特別支援学校もそうですが、通常学級に在籍していくであろう生徒に対しても、学校で接するのは教員や周りの友だちですので、どう支援していくべきか明確に分かりやすいかと思っています。

ですので、亀井委員のおっしゃったように、早期発見というのであれば5歳児健診を県が主導してというのはすごく賛成するところです。そこで発見していただいた後に、特別支援学校であれば県の所管になりますし、公立学校の特別支援学級や通常学級は市町の所管ですが、個への対応を考えれば同じことかと思いますので、早期発見をしていただいた後、これからどうしていったらいいかという支援資料も含めて活用ができるかと思います。

(栗原部会長)

まだいろいろご意見がおありかと思いますが、私個人としては、今いろいろな方がおっしゃっていただいた中に、他にも柱が若干ありますと、同時に推進計画案全体を流れているしっかりと押さえておかなければならぬいろいろな事柄にかかわることがいっぱい今は出てきているように思います。

ただ、限られた時間の中での審議なので、まだ、ご検討いただかなくてはならないことが大分残っています。

お諮りしますが、ぜひ、もう一言、二言だけでもいっておきたいというのがあればおっしゃっていただきますが、このあたりで事務局から出していただいた現状と課題に関して、こんなところで大筋いいかと思っていただけましたら、それはそれとして確認していただいたうえで、次に移させていただきながら、審議の中でまた話がまとまくると思いますので、先に進めさせていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(山川委員)

いいと思います。何らかの形で発達障がいを早く見つけると、さっき小澤委員や曾我委員もい

われましたが、親や子どもの認識が非常に多様なので、見つけたときに見つけたといきなり伝えうまくいく場合といかない場合があります。ですので、持つべき方も、特に幼児の健診などは非常に難しいところがありますし、保育所や幼稚園の先生方がお母さんにかかわるときも非常に気を使われるところだと思います。早く見つけてその子の特徴をつかんでいくことは非常に大切です。そのためには法律で決まっている1歳半、3歳の健診だけではなく、あと、就学前健診というのも現状では深いところまで見るには難しいので、就学へ向けた準備がある程度できる時間として、5歳の頃に何らかの形で、全員が難しければ必要な子どもさんだけで健診をやっている市町も多いので、何らかの形で早く見つけて対応を考えていくことが必要だと思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

(栗原部会長)

これは事務局に部分活用としてお願いしたいのですが、この現状と課題については、皆さん、一応ご了承をいただいたとしても、いろいろご意見が出てきておりまますし、この先、具体的にどうするかということにかかわるようなこともお話に出ていますので、そのことも十分お聞きいたいたいということでご理解いただきたいということですが、そういう形でよろしいでしょうか。

その前に皆さん、事務局で作っていただいた現状と課題について、大筋でご了解いただいたものとさせていただいてよろしいでしょうか。しかし、いろんな意見、要望、今後にかかわるようなことについてご意見を出していただいたということでまとめさせていただきたいと思います。

事務局から何かありましたら。

(事務局 東特別支援教育課長)

今、部会長さんがまとめていただいたような形で、現状と課題を受けて、委員の皆様から今後の方向性についても、今、ご意見が出されたということで事務局としても受け止めております。その方向で次回、ご提案させていただく資料にはまとめていきたいと思っております。

(栗原部会長)

ありがとうございました。改めて思いますが、こういうところで司会進行をしていくのは、自分にとっては意見がいえなくてつらいところもあるという感じもいたしますが、できるだけ審議に時間を使っていただきたいと思っています。

次のほうに入らせていただいてもいいですが、5分程度の休憩があってもよろしいでしょうか。そこをお諮りしてよろしいですか。5分から10分ぐらいの間ということで、事務局からこの後も説明とかありますので、大体どれぐらいの時間をいただけますか。

(事務局 加藤教育改革推進監)

再開の時間を3時40分としていただいたらいいかがでしょうか。

(栗原部会長)

よろしいですか、あまり長い時間はございませんが、とりあえず一息入れていただくということで休憩に入らせていただきます。

～ 休 憇 ～

(栗原部会長)

それでは、再開させていただきます。予定としては4時半に終了とさせていただきます。たくさんご意見いただきました。これだけいろいろと大事なことがあるのだなと思いますが、後の進め方は、どういうふうにさせていただきましょうか。事務局からありましたら。

(事務局 東特別支援教育課長)

いろいろ貴重なご意見をいただき、時間が押していますが、残った時間で第3章から最後まで私からまとめて、特に課題についていくつかのポイントを絞って説明申し上げたいと思っています。現状については、委員の皆様には事前に見ていただいているかと思いますので、そういう形で進めていただけたらと思います。

(栗原部会長)

委員の皆様、そういう形でよろしいですか。いくつかの課題についてポイントを中心に説明をお願いしたいと思います。全体に関して議論していただく場は、次の回にもできますので、そのこともお含みいただければと思います。とりあえず、後のところについて一括して事務局からお願いします。

(事務局 東特別支援教育課長)

3番の柱からの説明をさせていただく前に、一つ資料に誤字がありましたので訂正をいただきたいと思います。1ページです。第1回第2部会意見集約のところの「早期からの一貫した支援」ということで四角囲みをした3行目です。「小学校入学時点で乳児検診など」と書いていますが、「検診」の「けん」が「検査」の「検」になっていますが、「健康」の「健」ということで訂正をお願いします。

あと、3番の柱「3 特別支援学校における教育の推進について」から説明させていただきます。資料は7ページをお開きください。

まず、「個々のニーズに応じた教育」というところですが、特別支援学校は個別の指導計画の策定率が100%ですので、ここでの課題は、教育課程の編成をはじめとした授業改善、より子どもたちのニーズに応える授業改善がこれから一層求められていくと考えます。

次に、8ページの「キャリア教育の推進」です。委員の皆様もキャリア教育に大変ご関心があり、ご意見もたくさんいただいております。やはり小学部入学から系統だったキャリア教育が大事であり、とりわけ卒業時は、本人の適性と職種のマッチングに基づいて職場実習並びに就労支援の方策の充実が求められていると考えます。

続いて、「今後のセンター的機能のあり方」の部分です。特別支援学校は、さまざまな形でセンター的機能を発揮していますが、地域からのいろんな相談に関し、発達障がいに係る内容について、特別支援学校もより熟知していく体制が求められているかと思っております。合わせて、新しく整備する新センターの併設特別支援学校のセンター的機能のあり方についても検討が必要と考えます。

9ページの「交流および共同学習」については、さまざまな形で地域の小中学校、高等学校と

の交流がなされているところです。いろんな特別支援学校での取組を地域の小中学校、高等学校にもお伝えしながら、どのような配慮をしていけばいいかということについて、共に考えていく仕組みづくりが一層求められているかと考えております。

「医療的ケア」については、特別支援学校で重度化が進む中で、在籍する生徒の割合も増えています。何よりも安全な対応ができる求められていますので、かかる教員等のスキルアップが何よりも大事かと考えております。

10 ページをお願いします。「盲学校および聾学校のあり方」についてのところです。県内それぞれ視覚・聴覚の唯一の学校であります。専門学科も併設している中で、よりその障がいに特化した教育内容の充実が求められています。そして、今度は逆に就学前の部分で全県的にいろんな支援も必要となってきます。そういう指導体制、ここには一つの方策として通級指導という書き方もしておりますが、就学前に地域とどのようにつながっていくか、その辺のところも求められているかと考えます。

次に、4番目の柱である「小中学校における特別支援教育の推進について」というところです。まず、「通常学級における特別支援教育の推進について」のところです。ここはまず授業のユニバーサル化等、さまざまな支援を必要とする子どもたちが通常学級の中に在籍している中で、のような授業改善等を図りながらの学力の向上が一層求められているかと考えております。かかる教員の特別支援教育に対する理解、専門性の向上といったことも大きな課題であろうと考えています。

11 ページをお願いします。先ほども議論に出ていた「通級指導教室」のところです。ここについては、当然かかる教員の専門性が一つ大きな課題です。合わせてこの設置率を見ても、中学校の割合はかなり低い状況になっている中で、その辺の体制について今後も検討が必要です。それから、拠点方式ですので移動に時間がかかる中で、形態そのものをどういうふうにしているかというのも課題かと考えております。

次に「特別支援学級における教育の充実」についてです。ここでは一番上に書いてあります専門性の向上とともに、計画的な教員配置という課題を一つとらえております。先生がよく替わったということもありますので、それも一つの課題かと考えております。それと、同じ地域の学校の中で通常の学級との交流の形態についても、今後、一層工夫が求められるかと考えます。

12 ページの「連続性のある多様な学びの場」についてです。小学校においては通常の学級、通級等の形態が考えられますが、それぞれの学びの場において、どのような教育的な配慮を今後考えていくべきかという課題があると考えております。

5番目の柱である「5 高等学校における特別支援教育の推進について」のところです。まず、「発達障がいへの対応」については、言葉が先ほどの指摘と重なりますが、発達障がいの可能性のある生徒への対応と、ここは読んでいただけたらと思います。どのような指導形態でこの子どもたちに対して指導を行っていくのか。特に高等学校においては、制度上可能であっても、現実的には特別支援学級の設置は困難という状況の中での指導方法等の工夫、体制づくりが大きな課題と考えております。また、卒業、就労支援についても課題があるかと考えています。

「個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実」については、やはり作成率が低い状況にある中で、どのように作成率を上げていくか。また、それとともに中学校からどういうふうに引継ぎを充実させていくか、そういう課題があると考えております。

13 ページをお願いします。6番目の柱「6 教員の専門性の向上」についてもたくさんご意見

をいただいております。ここについては、これだけ通常の学級においても発達障がいの可能性もある子どもたちが多く在籍する状況の中で、知識だけではなくスキルを含めての指導力の向上が一つ大きな課題と考えます。それと、特別支援学校免許の取得についても、今後、取得率向上に向けての検討をしていく必要があると考えます。

最後、7番目の柱である「7 特別支援学校の整備」については、今、改定版の整備計画の中で計画的に進めているところですが、計画から漏れているさまざまな課題への今後の取組や、今回の改定計画の中で先送りさせていただいた寄宿舎の統合についての検討の課題があると考えます。

早口で申し上げました。各項目の主だった課題についてご説明を申し上げました。ご意見を頂戴するとともに、今後の方向等も含めてご意見をいただければと思っております。

(栗原部会長)

ありがとうございました。それでは、残された時間もあまりありませんが、できるだけたくさんのご意見をいただきたいと思います。柱の3番から7番までについて、一括してご意見をお願いしたいと思います。

(山川委員)

就学や小さい子どもさんことでいろいろいいたいことがあります。通常学級における特別支援教育の推進の部分や通級指導のあたりになります。最近、発達障がいに関して理解が深まっていますので、自閉症スペクトラムとか注意欠陥障がいであるとか、そういった行動面で目につく部分がある子どもさんに関しては、かなりいろいろな対応をしていただけるようになってきていると思います。しかし、学習障がいの子どもさん、特に読字障がいなどについては、かなり意識をして見ていかないと、見つけていくこと自体が難しいと思っております。

先ほど申しました5歳健診では、文字についてはまだ見つけられないで、読字障がいを見つけていくのは、どうしても小学校の低学年になると思います。学校は対応することばかり書いてあるようですが、見つける視点を考えていただけたらと思っています。

具体例がありまして、私がやっている発達コホートの協力者の方で、2年生の夏休みにこの間来てくれたのですが、ずっとお母さんは宿題をさせるのが大変で、読んだり書いたりすることにすごく時間がかかるそうです。学校の先生に相談しても大丈夫といわれたということです。ただ、その子は学童に来ている三重大の教育学部のおそらく発達関係の専攻の方らしいですが、その学生さんに宿題を見てもらっているときに、その学生が、この子は発達障がいではないかと気がついたそうです。もう一回、お母さんが先生にいっても「いや、きっと時間かければできますから大丈夫ですよ」といわれたということです。だけど、心配なので見てほしいということで、知能検査に加えて、読字テストを特異的発達障がいの診断の本などが発行されていますので、そこに載っていた予備のテストをやったら、明らかに読めない。どのテストでもマイナス2SD以下で、読字障がいであると思ってお母さんに全部結果を渡して、学校の先生に相談して、読みに対しての工夫をしてもらってと伝えたわけです。

それがこの夏休みのことと、今週、この会議に来るのでどんなふうになっているか聞こうと思って電話をしましたら、その結果を見せてお父さんにも一緒に行ってもらいましたが、その先生は「いや、大丈夫ですよ、お父さんわざわざ仕事休んで来たんですか」といわれたということです

す。

そういう形で、元々どうしても学習障がいは、ADHDを合併することも多く、その子自身も若干集中が短いというところがありますので、そういうところを大らかに見ていただけるのは非常にありがたいことですが、明らかにおかしいのではないですかということを結果まで持つっても、そういうふうにいわれてしまうのは、その先生の学習障がいに対する認知度をもう少し上げていただくとか、そういう子どもさんに対してどうかわればいいのか、先生が相談する場所などをもう少しどの先生もご存知である状況になるよう工夫していただきたいと切に思います。お母さんにも「絶対ここでいってくるから」といって今日は来ました。どうしても行動面で目立たない子どもさんもいますので、そういうのは学校で何らかの見つける工夫をしていただけたらいいかと思っています。

さっき申しました鳥取県では、1年生の子全員に決まったテストを読ませてチェックしていくとのことです。1、2年生で見つけて対応すれば、かなりの子どもさんがうまくいくとも聞いておりますので、ぜひ、それをお願いしたいと思います。

あと、長くなつて申し訳ないですが、もう1つ。この特別支援の部分と先ほどの総論的なところとどちらがいいのかわかりませんが、家族に対しての対応のところで、いろんな場所に保護者に対して「知つていただく」、「理解をしていただく」という書き方がされていますが、お母さんたちは結構理解しています。なかなか認知していただけないおうちには、こういうことが必要だと思いますが、小さい頃からよく分かっていて、一所懸命病院にもかかったりしながらやっているお母さんたちもたくさんみえるので、「保護者の気持ちに寄り添う」とか、そういう文言をどこかに入れていただければと思います。

(栗原部会長)

ありがとうございます。今後の課題でもありますが、具体的にこれからどう進めていくかというところで、後でいわれた保護者の方の気持ちに寄り添うというところが出てくるような今後の方策を考えていきたいというご意見だと思います。

LD（学習障がい）の話はまた、LDのこととしてお聞きいただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。かなり間口が広いので難しいですが。

(小澤委員)

山川委員から教員の側の話も出ましたので、私もここに来ていいたいと思ったことが一つあります。スキルアップということに関して非常に大切に思っております。医療の面が発達したことによっていろんな発見がされて、そして、その子に合った支援方法もいろんな方法があることが分かって、そういう事柄を実行していく場がおそらく学校なのかと思って話を聞いております。そして、それがすごく大切だということをどの教員も分かっているはずだということも理解をしているうえで、前回のこの部会の場でお伝えしたかどうかはわかりませんが、私がこの第2部会に配属していただいてから、特別支援学校へ研修に行かせていただき、いろんな特別支援に関するお話を聞かせていただく機会を設けてきました。それ以前は、特別支援に関して無知に近いほどだったと思います。ただ、いろんな場所へ赴いて発見したのは、前回も申し上げたように我々教職員が持っている知識がすごく遅れているということです。これでは駄目だということも認識しました。

ただ、私が実際にそういった場へ赴いて感じたこと、思ったこと、そして、身に付けたことをどうしようと職場に帰ったときに、現実に向き合うと生徒指導、特別支援教育は生徒指導の一環かと思っていますが、生徒指導も含めて我々職員がしなければならないことは、生徒指導から教育相談、進路指導、学習指導、すごく多岐に渡ってきています。すると、特別支援教育に関するだけを考えて指導していくことができません。どうしたらいいかと考える時間もない様子を伺いました。私は学校現場で主任という立場で働いているので、ある程度授業時間については余裕のある身ですので、こういった研修等に赴かせていただく時間もありますが、それ以外の先生は本当に多忙で、職員側から申し上げるのも心苦しいですが、仕事の内容自体がすごく多岐に渡っていすぎて、まずどこから手を着けていいかと考えてしまうほどになってきています。

ということで、もう少し心に余裕を持つために、一つひとつの特別支援教育も含めて、生徒指導のところに生徒とかかわりを持つ時間を増やすために我々が要望していきたいことがあります。今、1人の担任の先生が見なければならない生徒の人数は40人です。40人が1つの教室にいると、40種類以上の特性を受け止めなければならない先生がお一人というのが、すごく心苦しいです。なので、もう少し小さいクラスサイズで、もう少し丁寧に支援をしていくということを考えると、もう少し教員の人数がいたらいいと思った次第です。

(曾我委員)

私も同じことを考えます。教育環境の整備というか、やはり先生たちにゆとりがあると、一人ひとりにきめ細かく指導ができると思いますので、先ほど小澤委員さんがおっしゃったことは、幼小中高すべてに通じることだと思います。

そして、支援員の配置のところにもありました、今、幼稚園では免許を持っていない支援員さんが支援にあたってくださっております。自分が無知でよく分かりませんが、小学校さんも同じような形で免許なく支援にかかわっていただいているのでしょうか。

そのところで今退職された先生方が幼稚園でも小学校でも中学校でもたくさんおみえになるかと思います。経験の豊富な先生方を県の教育委員会からいろいろなところに配置して、できたら手を差し延べていただいて、環境の整備から温かな配置と整備を支援していただけたら、もっともっと豊な教育環境が整っていくと思います。

(栗原部会長)

太田委員さんお願いしてもよろしいでしょうか。お願いします。

(太田委員)

書いていただいていることがかなりの部分を含んでいますが、これ以外に考えていたことがあります。この頃の子どもたちが、例えば、携帯電話、スマートフォン、パソコン等を使って、発達障がいではないですが、依存をしていて、コミュニケーション不足でコミュニケーションが本当に図れない子どもたちがどんどん増えていると思います。そういう子どもたちが大学にも行って、発達障がいでないが、その後、就労したときにおかしいということが後々に分かってくる事例が出てきていると聞きます。そういったところにもこれから目を向けておかないと、基本的に親とのコミュニケーション不足でしょうが、そのコミュニケーション不足を、先ほど他の委員がいわれたように、親とではなくいろんなそういうものとのかかわりの中で育っていくことでう

まくいかない人たちがものすごく増えているような気がします。その辺のところも視野に入れたことを一つ考えていただければありがたいと思います。どんどんそういう時代になっていっていると思います。

私、そういうボランティアも今、県教委でしており、パソコンやＩＴを使ったときにどういう問題が起こるかということもやっていますが、そういう具体的なデータを読んでいきますと、どんどんひどい状況になっておりますので、そんなところも考えていただければと思いました。

(栗原部会長)

このあたりをどこかで取り上げていただきたいという太田委員さんのご要望だと理解しました。

(泉委員)

高等学校における特別支援教育の推進についてということで、県のほうでは特別支援教育コーディネーターさんが応援してもらえると聞きました。確かに、高校生にも必要だと思いますが、早期発見という意味では特別支援学級に配属される先生は、小学校にもそういうコーディネーターの先生がおられたら、うちの子は発達障がいかと不安に思っているお母さんになかなかいえなくて、その判断ができるのはお医者さんだけだと思うので、そういう面からいくと小学校の段階でコーディネーターの先生がいればいいかと切に思います。

(栗原部会長)

コーディネーターの話ですが、これは事務局で同じ内容として受け止めていただいているか。

(事務局 東特別支援教育課長)

今、泉委員のおっしゃっていただいた、最初、高校を例にとっていわれたコーディネーターというのは、この資料では12ページの2段目に、「発達障がい支援については、外部専門家による相談支援を実施しています」と現状を書かせていただきました。「発達障がい支援員」という形で高等学校さんに今いっていただいた5名を配置して、特に高等学校のほうに力を入れていろんな支援相談に乗っていただいているです。

泉委員がおっしゃったコーディネーターというのは、各学校に教員が分掌の一つの役割を担うということで、これはすべての学校に設置いただいているので、そのコーディネーターの先生が他の機関へどういうふうにつないでいくかとか、自分の学校だけでどうしても対応が難しい場合、内容によっては、例えば、近くにある特別支援学校のセンター機能を利用して、そういった相談にも応じてもらうつなぎ役も含めてやっていただいているということでご理解いただけたらと思います。

(沼口委員)

子どもたちの立場に立てば、こういったさまざまな教育を受けて、最終的には社会に出ています。ということは、結局働くということで障がい者の雇用の向上のことになるだろうと思います。たまたま、9月8日の中日新聞に三重労働局の職業対策課長が紹介されておりましたので、こういった専門家さんは就職のことだけではなくて、おそらくご専門ですからいろいろなヒント、例えば、こういった企業を起こしてみたらどうかとかのヒントや、障がい者の就業にかかるよ

うなさまざまな内容の話が聞けるのではないかと思います。そういう方のお話もぜひ聞いてみたいと思って新聞もこうして取ってあります。

それから、さまざまな課題を県教育委員会の皆様に提案していただきましたが、このきめ細かい配慮を全部できることになれば、かなり三重県の教育はトップレベルに上がっていくのではないかと思います。さらにお願いしたいのは、さまざまな能力が障がい者の皆さんにもあるはずなので、いろんな方との交流や共同学習を通じて児童生徒の能力を開発していただけるようお願いしたいと思います。

(栗原部会長)

今、とりあえず一言ずつはおっしゃっていただきましたが、あと5分ぐらいは審議で時間をいただいてもいいかと思いますので、何か話し足らなかった、あるいはもう少しこういうところもいいたいという方がいらっしゃるかもしれませんので、あと5分ぐらいご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次回も当然いろいろご発言いただけると思いますので、改めて今日の資料を見ていただきながら、また事前に何か資料を送っていただけるのでしょうか。今日の議事録など、そういうのもご覧になっていただきながら、次回、さらにご検討を深めていただけるとありがたいと思っています。

特によろしいですか。次のときにご発言していただくということで、事務局から出していただいた柱の1番から7番について、とりあえず今日の段階では皆さんから先ほどからお聞きのようなご意見、ご提案なども含めていただいたということで、ここまでで一応私の役割を終えさせていただいてよろしいでしょうか。あと、連絡事項が事項書にはありますが、事務局いかがでしょうか。

(事務局 東特別支援教育課長)

この第2部会を開催するにあたって、以前、部会長様とも課題等の掘り下げの中でゲストスピーカーについてどうかと事務局とお話をさせていただきましたが、そのあたりについて、委員の皆さんのご意見も伺って、なければ第3回は同じメンバーでもう少し掘り下げていけたらと思っていますが、いかがでしょうか。

(栗原部会長)

事務局がおっしゃったのは、私が個人的に少し思っていたことですが、今、沼口委員さんから、専門家の就労にかかわっての話を聞いてみたいと思うということをおっしゃっていました。例えば、ゲストスピーカーということで、ここでお話を伺えれば、大事なテーマでもありますので、そういう時間を設けてはどうかと事務局からおっしゃっていました。就労のことだけではなく、こういうところでどなたから直接話を聞かせていただけると、これから審議も深まっていくかというところで、いかがでしょうか。委員の皆様方、何かござりますか。

(太田委員)

私は沼口委員のいわれた県の労働局の方にお話を伺うのは大変有意義ではないかと思います。親御さんの一番の心配事は、食べていけるようになるかということだろうと思います。そこに対

して、この委員会でしっかりとお話を伺っておくのは意義のあることだと思います。

(栗原部会長)

という太田委員さんのご意見ですが、他の委員の方はいかがでしょうか。ゲストスピーカーとしてここでお話をしていただける方がいれば、ぜひお招きしてお話を伺いたいということですね。今、具体的に上がっているのが将来の就労、障がい者の社会参加、自立の問題にかかわっての非常に大事なことなので、そのことに関連するようなお話を聞けたらいいのではないかと太田委員さんがおっしゃいました。沼口さんもそういう感じですが、他の委員の方いかがでしょうか。もし、そういうことが可能であれば、次回、どこかで時間を持って来ていただきてお話を聞かせていただけるよう事務局にお願いする形になるかと思いますが、皆さんのご要望がおありでしたらということですが、どうさせていただきましょうか。

(事務局 加藤教育改革推進監)

そのような方が可能かどうか、また、事務局と部会長様と相談させていただきながら、ここに来ていただくのがいいのか、あるいは、場合によっては聴き取り的に事務局でいろんな形で資料としてさせていただくのがいいか、先方のこともありますので、事務局と部会長での検討にさせていただけますとありがたいと思います。

(沼口委員)

もう1人いるのですが、普通の高校生で、相可高校の筒井さんという女生徒です。この方は、新聞によりますとNPO法人の理事もされ、さらに県の学校の農業クラブ連盟理事というのもしていると書いてあります。私はこういう若い方のはじけるようなご意見も聞いてみたいと思って、ご提案させていただきます。

(栗原部会長)

具体的にお名前など分かってらっしゃるのですね。そうしましたら、そういうご要望が皆さんの中におありと理解してよろしいですか。他の委員の方いかがでしょうか。

(小澤委員)

私は個人的に相可高校の方に、今まで生きてきた中でどういったことが自分にとって「障がい」となってきたか、生活するうえでの「障がい」なり、教育も含め生活上の「障がい」、それから、友人関係を築くうえでの「障がい」が実際どういうものであったかということが聞きたいと思うのと同時に、彼女の周りにも多分そういった問題を抱えている友人がいると思うので、多い課題などを聞いてみるのは結構参考になるのではと思います。

(栗原部会長)

今、お2人が上がってきましたが、太田委員さんはどうですか。

(太田委員)

選考のこともありますので、そこら辺はお任せするしかないと思います。

(栗原部会長)

他の委員さんはいかがでしょうか。こういう方のお話を聞かせていただけるといいなというご要望はおありでしょうか。

(泉委員)

高校生の方。

(栗原部会長)

他の方はいかがでしょうか。

(山川委員)

障がいのある子どもさんを育てている保護者の人の意見なども、私は小学校ぐらいまではたくさん知っていますが、それより大きくなっていくと、どうしても手が離れていきますので、できたら、中学、高校ぐらいの初めは地元の学校にいたぐらいのレベルの子どもさんのお母さんに、今困っていることや、どんなふうに乗り切ってきたかとか、将来に対してどういう不安があるか、そういうことを聞けるといいと思います。

(栗原部会長)

保護者の方のお話を聞かせていただければというご要望がありました。いろいろ上がりましたが、これは部会長として皆さんにご了解していただきなければなりませんが、こんな方のお話ということで今上がってきましたが、さっきから出ているように相手の方が、部会の日が決まっていますから、そのときに来ていただけるかどうか、その条件がおありかというのがまず一番大きな問題だと思います。直接ここでお話を聞いていてもいい時間があるので、ぜひ話をしますとおっしゃっていただければ、それは一つの形になるかと思いますが、それがどうしても難しいのであれば、先ほど事務局からもおっしゃったように、インタビューを誰がするかによりますが、その方にお話を伺って、そのお話の中身をここで皆さんにご紹介させていただくという形で、少し間接的にはなりますが、ということも考えていただかなければいけないかと思います。

最悪の場合には、どなたも今のような形に合わない場合に、インタビューもちょっとということになってしまったら、今回は難しいということになるかと思います。

山川先生、どなたか具体的に考えていらっしゃいますか。

(山川委員)

いつまでも私のところに来てくれるのは障がいの程度の重い人たちなので、多分、西田先生がたくさんご存知だと思います。

(栗原部会長)

そうしましたら、今どうということもできませんので、少なくとも上がってきたお2人の方については、沼口委員さんが何か資料をお持ちのようですので、それをお預かりして、あと、事務局と私が相談させていただきながら、実現可能かどうか、あるいは、どういう形だったら皆さんにお話を聞いて、あるいは呼んでいただされることになるか、任せさせていただくことでよろしいです

か。事務局はそういう形でよろしいでしょうか。何かございましたら。

(事務局 加藤教育改革推進監)

今、部会長に取りまとめていただいたように、可能性を探りながら、高校生は学業等もございますので、そのあたりの兼ね合いも考えながら検討させていただきたいと思います。

(栗原部会長)

ありがとうございました。あと、連絡事項になるかと思います。私は一応ここで終えさせていただいてよろしいでしょうか。審議はここまでということにしたいと思います。

今日もまた熱心にいろんな方面のことについてご審議いただきました。少しづついろいろなものが見えてきたかと思いますが、もう1回ございますので、さらに煮詰めていただき、少しでも良いこれから推進計画を作っていただけるように、お力をぜひお貸しいただきますようお願いいたします。今日は本当に熱心にご審議いただきありがとうございました。事務局の方にもいろいろお世話をおかげし、ありがとうございました。

2 連絡事項

(事務局 加藤教育改革推進監)

部会長には審議の進行、ありがとうございました。

それでは、事務局から事項書の「2 連絡事項」で、次回の会議について確認の連絡をさせていただきます。次回は11月11日月曜日の午後2時から開催を予定しております。次回の会場は、津市島崎町にございます「ベルセ島崎」で開催をさせていただきます。会場の案内等につきましては、開催通知とともにお送りさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして、三重県教育改革推進会議第2回部会を閉会といたします。机上の「三重県教育ビジョン」はそのまま置いていただければ、私どもで回収させていただきます。

以上でございます。

本日は誠にありがとうございました。